

## パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定書

松本市及び長野市（以下「協定締結市」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る都市間連携について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、いずれかの協定締結市の宣誓制度を利用している者（以下「当事者」という。）の住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続の負担軽減を図ることにより、引き続き、安心していきいきと生活できるよう支援するとともに協定締結市が連携して性の多様性への理解を広げる取り組みを示すことにより、さらなる啓発を推進することを目的とする。

### （運用及び啓発における相互協力）

第2条 協定締結市は、宣誓制度の運用及び性の多様性に係る啓発等において、相互に協力して取組を行うものとする。

### （対象者）

第3条 この協定による都市間連携において、宣誓制度に係る対象者は、令和5年1月1日以後に協定締結市の間で住所の異動をする当事者とする。

### （連携方法）

第4条 協定締結市は、当事者から、転入（新たに松本市及び長野市の市域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）前に他の協定締結市において宣誓制度を利用していた旨の申告を受けたときは、所定の要件を確認の上、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードを交付するものとする。

2 前項の規定により受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、当事者の氏名、生年月日、転入前の住所の属する協定締結市が発行した受領証等の交付番号を、当該協定締結市に通知するものとする。

### （個人情報の取扱い）

第5条 協定締結市は、この協定に基づき共有する当事者の個人情報について、各協定締結市の個人情報の保護に関する条例に基づき適切に取り扱うものとする。

(協議)

第6条 協定締結市は、それぞれの宣誓制度を変更するときは、その都度報告し、必要に応じて協定締結市で協議の上、この協定を変更するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、協定締結市が協議の上、定めるものとする。

3 協定締結市のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協定締結市が協議の上、必要な変更を行うものとする。

4 協定締結市のいずれかが、この協定を継続できない事情が発生したときは、協定締結市が協議の上、この協定を解約することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、協定締結市が記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年12月1日

松本市丸の内3番7号

長野市大字鶴賀緑町1613番地

松本市

松本市長 臥雲 義直

長野市

長野市長 荻原 健司